

充電設備普及促進事業（集合・区市町村向け）実施要綱

（制定）令和5年3月31日4環気家第318号

（改正）令和5年6月15日5環気家第112号

第1 目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、自動車から排出される二酸化炭素等の削減を図るため、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）の普及促進に向けて、東京都内（以下「都内」という。）の充電設備の導入の促進及び運営の支援を行うとともに、集合住宅において二酸化炭素等を排出しない太陽光による再生可能エネルギーをその電源として活用していくために行う「充電設備普及促進事業（集合・区市町村向け）」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第2 本事業の概要

都は、充電設備を導入する者（集合住宅において充電設備と同時に太陽光発電システム及び蓄電池を導入する者を含む。）に対し、当該設備の導入及び運営に要する経費の一部を助成する。

第3 用語

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 充電設備 電気自動車等に充電するための設備であって、次に掲げるものをいう。
 - (1) 超急速充電設備 電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が90kW以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
 - (2) 急速充電設備 電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が10kW以上90kW未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
 - (3) 普通充電設備 漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、一基当たりの定格出力が10kW未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
 - (4) V2H充放電設備 電気自動車等に搭載された電池から電力を給電するための直流／交流変換回路をもつ充電設備で、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。

- (5) 充電用コンセント 電気自動車等に附属する充電ケーブルを接続する200V対応の電気自動車等専用のプラグの差込口をいう。
- (6) 充電用コンセントスタンド 前号の充電用コンセントを装備する盤状又は筒状の筐体をいう。
- 2 太陽光発電システム 太陽光を電気に変換するシステムであって、太陽電池、パワーコンディショナー（太陽電池が発電した直流電力を住宅で使用できる交流電力に変換する設備をいう。）その他これらに付随する設備で構成されるものをいう。
- 3 新築住宅 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条に規定する新築住宅に該当する住宅をいう。
- 4 既存住宅 新築住宅に該当しない住宅をいう。
- 5 集合住宅 複数の住戸が、同一の建物に存在する建物（同一敷地内に複数の集合住宅が存在する団地を含む。）をいう。
- 6 陸屋根 傾きのほとんどない、平面状の屋根をいう。
- 7 機械式駐車場 自動車を動力で移動させ、複数の階層に分けて立体的に格納できる駐車場をいう。
- 8 非公共用充電 電気自動車等の所有者の自宅（建物の全部事項証明書（登記簿）の表題部にある種類が「居宅」のみであるものを除く。）や事務所、勤務先など、一般開放しておらず特定の利用のみに限る車両の保管場所で行う充電をいう。
- 9 公共用充電 一般開放されている（不特定多数の人の出入りが可能な）移動先の目的地で、滞在中の駐車時間に行う充電又は長距離を移動する場合の電欠回避を目的とする充電をいう。
- 10 管理組合等 都内の集合住宅の管理組合（新築された集合住宅であって、管理組合が設置されていない場合にあっては、当該集合住宅の建築主とする。）をいう。
- 11 リース契約 助成金の交付対象となる設備の所有者である貸主が、当該設備の借主に対し、当事者間で合意した期間（以下「リース期間」という。）にわたり当該設備を使用収益する権利を与え、借主は、当事者間で合意した当該設備の使用料を貸主に支払う契約であって、次のア及びイに掲げる要件に該当するものをいう。
- ア リース期間の中途において当事者の一方又は双方がいつでも当該契約の解除をすることができないこと。
- イ 借主が、当該契約に基づき使用する物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ当該物件の使用に伴って生じる費用を実質的に負担すべきものであること。
- 12 受変電設備 発電所から送電線で送られる高圧電力を低圧電力に変圧して、電気を使用する機器に配電するための設備をいう。

第4 本事業の内容

1 充電設備等の導入に係る助成

都は、次のとおり、充電設備の導入に要する経費（以下「充電設備導入費」という。）並びに太陽光発電システム及び蓄電池の導入に要する経費の助成を行う。

(1) 助成対象者

充電設備等の導入に係る助成金（以下「助成金1」という。）の交付対象となる者は、都内において助成金1の交付対象となる設備（以下「助成対象設備1」という。）を所有する者（管理組合等が自ら（2）の助成対象設備1を購入し設置する場合にあっては、当該管理組合等）であって、令和5年4月1日以降に都が助成金1の交付申請を受理した者とする。ただし、次の者を除く。

ア 非公共用充電のために充電設備を設置する場合にあっては、国及び地方公共団体。ただし、都が実施するEVバス導入促進事業の助成金の交付の決定を受けた車両のための充電設備を設置する場合は助成対象とする。

イ 公共用充電のために充電設備を設置する場合にあっては、国及び都内の区市町村以外の地方公共団体

ウ ア及びイの者と助成金の交付対象となる設備に係るリース契約を締結する者

(2) 助成対象設備1の要件

助成対象設備1は、次の要件を満たすものとする。

ア 充電設備

(ア) 令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に設置するものであること。

(イ) 経済産業省が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金（以下「経産省補助事業」という。）において、その事業を実施する一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という。）が補助金の交付対象となる設備として承認したものであること。

(ウ) 未使用であること。

(エ) 集合住宅に設置する場合にあっては、居住者の用に供するものであること。

(オ) 受変電設備にあっては、設置する充電設備の合計出力が50kW以上であること。

イ 太陽光発電システム及び蓄電池

(ア) 令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に設置するものであること。

(イ) 集合住宅に設置し、かつ、V2H充放電設備と同時に設置するものであること。

(ウ) 太陽光発電システムから供給される電気を、当該太陽光発電システムを設置する集合住宅におけるV2H充放電設備又は集合住宅の共用部のみにおいて使用すること。

(エ) 未使用であること。

(オ) 太陽光発電システムの定格総出力は、太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のうち、いずれか小さい値とする。

(カ) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条に基づく認定を受けない設備その他の太陽光発電システムで発電した電気を売電しないものであること。

(キ) 太陽光発電システムを構成するモジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所（以下「JET」という。）が定めるJETPVm認証のうち、モジュール認証を受けたものであること若しくは同等以上であること又は国際電気標準会議（以下「IEC」という。）のIECEE-PV-FCS制度に加盟する認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること（認証の有効期限内の製品に限る。）。

(3) 助成対象経費

助成金1の交付対象となる経費は、次のとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税を除く。

ア 充電設備

(ア) 設備購入費

(イ) 設置工事費（付帯設備工事費その他設置に係る費用を含む。以下同じ。）

(ウ) 受変電設備改修費

イ 太陽光発電システム及び蓄電池

(ア) 設備購入費

(イ) 設置工事費

(4) 助成金額

助成金1の交付額は、次の各号に掲げる設備ごとに、当該各号に定める金額とする。

ア 充電設備

(ア) 超急速充電設備

①設備購入費

購入価格若しくは経産省補助事業においてセンターが充電設備の種類等に応じて定める補助率定額（1/1）の補助金交付上限額（都が本助成金の交付申請を受理した時点のもの。ただし、経産省補助事業又は他補助事業を受けている場合は、国において経産省補助事業又は他補助事業の申請の受理があった時点のものとする。）から、経産省補助事業若しくは他補助事業の補助金額を差し引いた額又は他補助事業の補助金のいずれか低い方の金額

②設置工事費

1,600万円又は1基当たりの工事費のいずれか低い方の金額から経産省補助事業及び他補助事業の補助金額を差し引いた額とする。

③受変電設備改修費

改修費又は435万円のいずれか低い方の金額から経産省補助事業及び他補助事業の補助金額を差し引いた額とする。

(イ) 急速充電設備

①設備購入費

購入価格若しくは経産省補助事業においてセンターが充電設備の種類等に
応じて定める補助率定額（1/1）の補助金交付上限額（都が本助成金の交付
申請を受理した時点のもの。ただし、経産省補助事業又は他補助事業を受け
ている場合は、国において経産省補助事業又は他補助事業の申請の受理があ
った時点のものとする。）から、経産省補助事業若しくは他補助事業の補助
金額を差し引いた額又は他補助事業の補助金のいずれか低い方の金額

②設置工事費

充電器の出力（kW）に1kW当たり6万円を乗じて得た額又は1基当
たりの工事費のいずれか低い方の金額から経産省補助事業又は他補助事業の補
助金額を差し引いた額とする。ただし、上限は充電器1基につき309万円
とする。

③受変電設備改修費

改修費又は435万円のいずれか低い方の金額から他補助事業の補助金額
を差し引いた額とする。

(ウ) 普通充電設備、V2H充放電設備、充電用コンセントスタンド

①設備購入費

購入価格若しくは経産省補助事業においてセンターが充電設備の種類等に
応じて定める補助金交付上限額（都が本助成金の交付申請を受理した時点
のもの。ただし、経産省補助事業又は他補助事業を受けている場合は、国
において経産省補助事業又は他補助事業の申請の受理があった時点のもの
とする。）から、経産省補助事業若しくは他補助事業の補助金額を差し引
いた額又は経産省補助事業若しくは他補助事業の補助金のいずれか低い方
の金額

②設置工事費

設置基数が1基の場合は、81万円（機械式駐車場に設置する場合は17
1万円）又は工事費のいずれか低い方の金額から経産省補助事業又は他補助
事業の補助金額を差し引いた額とする。

設置基数が2基以上の場合は、2基目以降の設置基数に40万円（機械式
駐車場に設置する場合は86万円）を乗じた額に81万円（機械式駐車場に
設置する場合は171万円）を加えた合計金額又は工事費のいずれか低い方
の金額から経産省補助事業又は他補助事業の補助金額を差し引いた額とす
る。

(エ) 充電用コンセント

①設備購入費

購入価格若しくは経産省補助事業においてセンターが充電設備の種類等に
応じて定める補助金交付上限額（都が本助成金の交付申請を受理した時点の
もの。ただし、経産省補助事業又は他補助事業を受けている場合は、国にお
いて経産省補助事業又は他補助事業の申請の受理があった時点のものとし
る。）から、経産省補助事業若しくは他補助事業の補助金額を差し引いた額

又は経産省補助事業若しくは他補助事業の補助金のいずれか低い方の金額とする。

②設置工事費

設置基数が1基の場合は、60万円（機械式駐車場に設置する場合は171万円）又は工事費のいずれか低い方の金額から経産省補助事業又は他補助事業の補助金額を差し引いた額とする。

設置基数が2基以上の場合は、2基目以降の設置基数に30万円（機械式駐車場の場合は86万円）を乗じた額に60万円（機械式駐車場に設置する場合は171万円）を加えた合計金額又は工事費のいずれか低い方の金額から経産省補助事業又は他補助事業の補助金額を差し引いた額とする。

イ 太陽光発電システム及び蓄電池の設備購入費及び設置工事費

(ア) 助成対象経費の合計金額とし、1,500万円を上限とする。

(イ) (ア)の規定にかかわらず、太陽光発電システムに係る経費は、当該太陽光発電システムの定格総出力(kW)に1kW当たり30万円を乗じた金額を上限とする。ただし、陸屋根の既存住宅への太陽光発電システムの架台の設置に伴い防水工事を施工する場合は、当該太陽光発電システムの定格総出力(kW)に1kW当たり18万円を乗じた金額を上乗せした金額を上限とする。

(ウ) (ア)の規定にかかわらず、蓄電池に係る経費は、当該蓄電池の定格容量(kWh)に1kWh当たり20万円を乗じた金額を上限とする。ただし、当該蓄電池の容量は、本事業により当該蓄電池と併せて新設する太陽光発電システムの定格総出力の2倍の値を上限とする。

(5) 実施期間

ア 令和5年度から令和6年度までとする。

イ 助成金1の交付は、令和7年度までに行うものとする。

2 充電設備の運営に係る助成

都は、次のとおり、充電設備の運営に要する経費の助成を行う。

(1) 助成対象者

充電設備の運営に係る助成金（以下「助成金2」という。）の交付対象となる者は、本事業における充電設備導入費の交付決定を受けている都内の区市町村とする。

(2) 助成対象設備の要件

助成金2の交付対象となる充電設備（以下「助成対象設備2」という。）は、次の要件を満たすものとする。

ア 超急速充電設備又は急速充電設備であること。

イ 公共用充電として広く都民及び事業者等に一般開放していること。

(3) 助成対象経費

助成金2の交付対象となる経費は、(5)に規定する助成対象期間に係る次の

経費とする。ただし、消費税及び地方消費税を除く。

ア 維持管理費

充電設備の課金通信費、保守メンテナンス費、コールセンター費及び損害保険料

イ 電気料金（基本料金）

充電設備の電力契約に係る電気料金のうち、基本料金。ただし、令和5年4月1日以降に本事業における充電設備導入費の交付申請をした充電設備で、別に定める「再生可能エネルギー100パーセント電力調達」を満たす場合に限る。

(4) 申請期限

本事業における充電設備導入費の交付申請をした場合にあっては、当該申請に係る都からの交付額確定通知又は額確定通知から1年以内を申請期限とする。

(5) 助成対象期間

助成対象期間は、充電設備の運営開始から令和10年3月31日までのうち連続して最大3年間（超急速充電設備の場合は運営開始から令和12年3月31日までのうち連続して最大5年間）とし、次のとおり年度ごとに申請するものとする。

ア 初年度

充電設備の運営開始日又は公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が適切と認める日から当該年度の3月31日まで

イ アの翌年度

当該年度の4月1日から3月31日まで

ウ アの翌々年度

当該年度の4月1日から3月31日まで

エ ウの翌年度（超急速充電設備の場合のみ）

当該年度の4月1日から3月31日まで

オ ウの翌々年度（超急速充電設備の場合のみ）

当該年度の4月1日から3月31日まで

なお、アからウまでの規定による助成対象期間の合計が3年に満たない場合にあっては、ウの更に翌年度において、当該年度の4月1日から本事業による助成の受給期間が合計で3年となる日まで申請することができるものとする。

（超急速充電設備の場合は、「ウ」を「オ」に、「3年」を「5年」に読み替えるものとする。）

(6) 助成金額

助成金2の交付額は、次のとおりとする。

ア 維持管理費

年40万円を上限とする。

イ 電気料金（基本料金）

（ア）超急速充電設備

年310万円を上限とする。

(イ) 急速充電設備

年60万円を上限とする。

(7) 実施期間

ア 令和5年度から令和9年度まで（超急速充電設備の場合は、令和11年度まで）とする。

イ 助成金2の交付は、令和10年度まで（超急速充電設備の場合は、令和12年度まで）に行うものとする。

第5 本事業の実施体制

都は、次のとおり本事業を実施する。

- 1 都は、公社に対し、第4による助成金の原資として出えんを行うものとする。
- 2 公社は、前項の出えん金をもとに基金を造成し、都と公社で別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。
- 3 都は、1の出えん金のほか、公社に対し、別に定める本事業を実施するために必要な業務に係る経費の補助を行う。

第6 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則（令和5年3月31日付4環気家第318号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月15日付5環気家第112号）

この要綱は、令和5年6月15日から施行する。